

岡山県公報

発行
岡山県



目次

担当課（室）

【告示】

- 特定施設の設置許可申請
- 精神通院医療を担当する医療機関の指定の辞退

環境管理課
健康推進課

- 指定障害福祉サービス事業者の指定
- 指定障害児通所支援事業者の指定

障害福祉課

【公告】

- 特定非営利活動法人の設立認証の申請
- 土地改良区役員の退任及び就任届
- 農用地利用配分計画の認可の申請
- 建設業の許可の取消し
- 道路の位置の指定

【企業局】

- 岡山県企業局職員就業規則の一部を改正する規程

総務企画課

【教育委員会】

- 岡山県教育委員会職員の服務規程の一部改正

教育委員会

【人事委員会】

（県例規集登載）

目次

担当課（室）

- 平成二十七年岡山県警察行政職員A採用試験の実施
- 平成二十七年岡山県職員A採用試験の実施

人事委員会

【選挙管理委員会】

- 政治活動のために寄附を受け、又は支出をすることができなくなった政治団体

選挙管理委員会

【公安委員会】

- 警備業法に基づく講習
- 猟銃等講習会の開催
- 年少射撃資格講習会の開催
- 指定講習機関の指定の一部改正
- 運転免許取得者教育の認定の一部改正
- 岡山県労働委員会あつせん員候補者

生活安全企画課

〃

〃

運転免許課

〃

労働委員会

◎岡山県告示第二百四十三号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和四十八年法律第百十号）第五条第一項の規定により申請のあった特定施設の設置の許可申請の概要は、次のとおりである。

なお、この特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

平成二十七年五月一日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

1 申請の概要

(1) 申請者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名

名 称 ナイカイ塩業株式会社

住 所 倉敷市児島味野一丁目11番地19号

氏 名 取締役社長 野崎 泰彦

(2) 工場又は事業場の名称及び所在地

名 称 ナイカイ塩業株式会社

所在地 玉野市胸上2721番地

平成27年5月1日 岡山県公報 第11682号

(3) 特定施設に関する事項

区	分	新 設		廃 止		新 設		廃 止	
種	類	27-イ 無機化学工業製品製造業 の用に供するろ過施設 真空脱水機(2)		同左		27-イ 無機化学工業製品製造業 の用に供するろ過施設 真空脱水機(3)		同左	
能	力	50 t / 日ケーキ水分50%		同左		50 t / 日ケーキ水分50%		同左	
工 事 着 手 予 定 年 月 日		2015年6月上旬		-		2015年6月上旬		-	
工 事 完 成 予 定 年 月 日		2015年6月中旬		-		2015年6月中旬		-	
使 用 開 始 予 定 年 月 日		工事完成後直ちに		-		工事完成後直ちに		-	
使用時間間隔及び1日当たりの使用時間 並びにその使用に季節的変動がある場合はその概要		連続24時間		同左		連続24時間		同左	
使用時において当該特定施設から排出される汚水等の汚染状態の通常値及び最大の値並びに当該汚水等の通常量及び最大の量	区 分	通 常	最 大	通 常	最 大	通 常	最 大	通 常	最 大
	水 量 (m ³ /日)	125	155	同左		125	155	同左	
	p H	7	9			7	9		
	C O D (mg/ℓ)	5	10			5	10		
	S S (mg/ℓ)	5	40			5	40		
	油 分 (mg/ℓ)	0.2	2			0.2	2		
	T - N (mg/ℓ)	0.22	1.5			0.22	1.5		
	T - P (mg/ℓ)	0.04	0.5			0.04	0.5		
	大腸菌群数(個/cm ³)	3,000以下	3,000以下			3,000以下	3,000以下		

備考 種類は、水質汚濁防止法施行令（昭和46年政令第188号）別表第1の号番号及び名称とする。

平成27年5月1日 岡山県公報 第11682号

(4) 汚水等の処理施設に関する事項

変更なし

(5) 排水口に関する事項

変更なし

2 縦覧の期間及び場所

(1) 期 間 平成27年5月1日から同月22日まで

(2) 場 所 岡山県環境文化部環境管理課及び玉野市役所

◎岡山県告示第二百四十四号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第五十九条第一項の規定により指定を受けた次の精神通院医療を担当する医療機関について、同法第六十五条の規定によりその指定を辞退する旨の届出を受理した。

平成二十七年五月一日

岡山県知事 伊原木 隆 太

指定を辞退した医療機関

名称

所在地

辞退年月日

きたぞの薬局河辺店

津山市河辺七六九一

平成二十七年三月三十一日

◎岡山県告示第二百四十五号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第二十九条第一項の規定により、次の指定障害福祉サービス事業者を指定した。

平成二十七年五月一日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 事業所の名称及び所在地

1 名称

ヘルパーステーション楽木

2 所在地

津山市二宮六五六番地の一

二 事業者の名称及び主たる事務所の所在地

1 名称

株式会社イシンホールディングス

2 主たる事務所の所在地

津山市二宮六五四番地の四

三 指定年月日

平成二十七年四月一日

四 事業所番号

三三一〇三〇〇七七一

五 サービスの種類

居宅介護

一 事業所の名称及び所在地

1 名称

津山市障害者福祉センター神南備園

2 所在地

津山市大谷六〇〇

二 事業者の名称及び主たる事務所の所在地

1 名称

社会福祉法人千寿福祉会

2 主たる事務所の所在地

津山市瓜生原三二六番地の一

三 指定年月日

平成二十七年四月一日

四 事業所番号

三三一〇三〇〇七八九

五 サービスの種類

生活介護

一 事業所の名称及び所在地

1 名称

にしやまファーム

2 所在地

赤磐市西軽部一一一六一二

二 事業者の名称及び主たる事務所の所在地

1 名称

株式会社西山ファーム

2 主たる事務所の所在地

赤磐市西軽部一一一六一二

三 指定年月日

平成二十七年四月一日

四 事業所番号

三三一〇三〇〇一四三

五 サービスの種類

就労継続支援（A型）

一 事業所の名称及び所在地

1 名称

きずな

2 所在地

美作市福本六二一―二

二 事業者の名称及び主たる事務所の所在地

1 名称

社会福祉法人勝明福祉会

2 主たる事務所の所在地

勝田郡勝央町美野一八七七番地

三 指定年月日

平成二十七年四月一日

四 事業所番号

三三一―五〇〇―一四

五 サービスの種類

就労継続支援（A型）

一 事業所の名称及び所在地

1 名称

生活支援きずな荘

2 所在地

備前市西片上一二四一

二 事業者の名称及び主たる事務所の所在地

1 名称

特定非営利活動法人あおぞら会

2 主たる事務所の所在地

岡山市中区倉田二六四―一三

三 指定年月日

平成二十七年四月一日

四 事業所番号

三三二―一〇〇〇―三八

五 サービスの種類

共同生活援助

◎岡山県告示第二百四十六号

児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第二十一条の五の三第一項の規定により、次の指定障害児通所支援事業者を指定した。

平成二十七年五月一日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 事業所の名称及び所在地

1 名称

めやすばこ ひ・よ・り きつず

2 所在地

倉敷市早高五六八一三

二 事業者の名称及び主たる事務所の所在地

1 名称

社会福祉法人めやす箱

2 主たる事務所の所在地

倉敷市青江七三九

三 指定年月日

平成二十七年四月一日

四 事業所番号

三三五〇二〇〇四八五

五 事業の種別

児童発達支援

一 事業所の名称及び所在地

1 名称

療育支援事業所てくてく

2 所在地

井原市木之子町一九一

二 事業者の名称及び主たる事務所の所在地

1 名称

特定非営利活動法人いちばんぼし

平成27年5月1日 岡山県公報 第11682号

2 主たる事務所の所在地

井原市木之子町二八〇〇一

三 指定年月日

平成二十七年四月一日

四 事業所番号

三三五〇七〇〇二一

五 事業の種類別

保育所等訪問支援

一 事業所の名称及び所在地

1 名称

コロン コロン

2 所在地

総社市駅前二丁目一五一一八

二 事業者の名称及び主たる事務所の所在地

1 名称

一般社団法人TMY

2 主たる事務所の所在地

総社市駅前二丁目一五一一八

三 指定年月日

平成二十七年四月一日

四 事業所番号

三三五〇八〇〇七八

五 事業の種類別

児童発達支援、放課後等デイサービス

〔二六九〕特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立認証の申請があつた。

平成二十七年五月一日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 申請のあつた年月日

平成二十七年四月二十日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人ほつとはあと

三 代表者の氏名

伊藤 家生

四 主たる事務所の所在地

総社市地頭片山五三番地三六

五 定款に記載された目的

この法人は、子どもたちの健全な育成に関する事業を行うと共に、発達障害児者や知的障害児者の自立的でより豊かな生活づくりとそれを支える地域への障害児者に関する啓発を行い、すべての子どもたちが生き生きと心豊かに成長できる環境、地域をつくり、地域社会に貢献できる子どもの育成に寄与することを目的とする。

平成27年5月1日 岡山県公報 第11682号

〔二七〇〕土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、土地改良区役員の退任及び就任の届出があつた。

平成二十七年五月一日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 土地改良区の名称

児島湾七区土地改良区

二 退任及び就任役員

退任役員 氏名	就任役員 氏名	住所	理事 の別
後藤 弘	後藤 弘	岡山市南区西七区四八六	理事
石山 勝美	〃	〃 三八四	〃
大森 進	大森 進	〃 〃 五〇五	〃
今村 進	〃	玉野市宇藤木二八二	〃
大塚 国昭	大塚 国昭	〃 八浜町大崎六三五	〃
佐藤 公市	〃	〃 南七区七八	〃
倉光 均	〃	岡山市南区北七区二〇一	〃
青木 邦介	〃	〃 〃 六三〇	〃
岡本 陸雄	〃	玉野市東七区四二	〃
〃	片山 敬史	岡山市南区西七区六八九	〃
〃	藤原 義則	玉野市東高崎四〇一二二	〃
〃	小上 一夫	〃 南七区二一三	〃
〃	大野 秀男	岡山市南区北七区四五六	〃
〃	村上 一郎	〃 〃 六二三	〃
〃	鷹取 薫	玉野市東七区六一	〃
住吉 英一	住吉 英一	岡山市南区西七区一七三	監事
徳山 修二	〃	玉野市東七区六〇	〃
豊澤 俊夫	〃	岡山市南区西七区四九一四	〃
〃	江田 希吉	玉野市東七区一〇八一二	〃
〃	山本 正三	岡山市南区迫川四五九	〃

平成27年5月1日 岡山県公報 第11682号

一 土地改良区の名称		二 退任及び就任役員		住 所	理事の別
柵原町土地改良区	退任役員	就任役員			
	氏 名	氏 名			
	妹尾 知興	妹尾 知興	久米郡美咲町吉ヶ原五一七		理事
	直原 功	直原 功	大戸上二〇		理事
	西仲 庸晃	滝 元三郎	飯岡二八四―二		理事
	山本 富夫	山本 富夫	〃 二六〇		理事
	小谷 金榮	小谷 金榮	〃 一二二七―一		理事
	山本 恒治	山本 恒治	安井八六九		理事
	谷本 幸雄	谷本 幸雄	書副六七〇		理事
	寒竹 壽	寒竹 壽	上間一八〇		理事
	中原 繁喜	中原 繁喜	藤田上八三五		理事
	田口 昌司	田口 昌司	塚角一七七四		監事
			重藤一二一		理事

〔二七一〕農地中間管理機構から農地中間管理事業の推進に関する法律（平成二十五年法律第百一号）第十八条第一項の農用地利用配分計画の認可の申請があったので、同条第三項の規定により、当該農用地利用配分計画を次のとおり縦覧に供する。
 この公告に係る利害関係人は、縦覧の期間満了の日までに、当該農用地利用配分計画について、知事に意見書を提出することができる。

平成二十七年五月一日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 農用地利用配分計画の概要

賃借権の設定等を受ける者		住所		賃借権の設定等を受ける土地	
氏名又は名称	尾崎 毅	真庭市上市瀬四七四	真庭市上市瀬字桧四八四―一他三筆	石原 公基	真庭市関字関上一八九一
竹川 正基	真庭市蒜山別所四二五―一	真庭市蒜山別所字前田五〇二他三筆	株式会社城北農産あいがもファーム	真庭市山久世三一九	真庭市柴原字身方二三三―六他二四筆
東真産業株式会社	真庭市勝山八〇五	真庭市上水田字上方新田五九七他二筆	春名 修司	美作市宮本二六〇	美作市宮本字河淵七四〇―一他二筆
農事組合法人赤田営農センター	美作市赤田一〇―三	美作市吉字原田六九―一他五筆	きはんトライアングル興業有限公司	美作市壬生一五六	美作市壬生字福原一四九他五筆

平成27年5月1日 岡山県公報 第11682号

菅尾 征司	奥津 株式会社未来	かみさい農産 株式会社	横山裕線夢	安東 泉	石生 和男	安東 弘勝	安東 義治	花田 義和	中嶋 勝志
久米郡美咲町越尾八二六一	苦田郡鏡野町井坂五二三 一七	苦田郡鏡野町上齋原五一 二一一	岡山市北区平田三六九一 四	美作市梶原一六―四	美作市梶原一四―一	美作市梶原二六六	美作市梶原二九一	美作市滝四八四	美作市下庄町三一八
久米郡美咲町越尾字中畝九三八―一他二筆	苦田郡鏡野町羽出字布江三〇他二筆	苦田郡鏡野町上齋原字弥曾一三四二―一他九筆	美作市巨勢字大境二九四二―一他一筆	美作市梶原字中ノ坪一三〇―一他一筆	美作市小野字虬田一六九七他二筆	美作市梶原字ホキ二五九他八筆	美作市梶原字中ノ坪一二九―一他三筆	美作市豊野字溝ノ上一四―一二他七筆	美作市下庄町字积伽田二四三他一筆

二 縦覧の期間

平成二十七年五月一日から同月十九日まで

三 縦覧の場所

岡山県農林水産部農村振興課及び各県民局農林水産事業部農業振興課

四 申請年月日

平成二十七年四月二十一日

〔二七二〕建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、平成二十七年五月一日付で、次の建設業者の許可を取り消した。

平成二十七年五月一日

岡山県知事 伊原木 隆 太

- 一 商号又は名称 株式会社アルファクリエイトジャパン
- 二 代表者の氏名 小倉 昇
- 三 主たる営業所の所在地 瀬戸内市長船町牛文七九六一
- 四 許可番号 岡山県知事許可（般一〇二二）第二三七八七号
- 五 許可年月日 平成二十三年三月十日

六 処分の内容

建設業法第二十九条第一項の規定による次の建設業の許可の取消し

一般建設業のうち土木工事業、建築工事業、とび・土工工事業、石工事業、管工事業、鋼構造物工事業、ほ装工事業、しゅんせつ工事業、塗装工事業、造園工事業、水道施設工事業

七 処分の原因となった事実

株式会社アルファクリエイトジャパンは、営業所の専任技術者が不在のため、建設業法第七条第二号に掲げる許可の基準を満たしていない。このことは、同法第二十九条第一項第一号に該当する。

〔一七三〕建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十二条第一項第五号の規定により、次のとおり道路の位置を指定した。
 その関係図面については、岡山県美作県民局建設部管理課において、一般の縦覧に供する。

平成二十七年五月一日

岡山県知事 伊原木 隆 太

番 号	指 定 年 月 日	道 路 の 位 置	道 路 の 幅 員 (メ ー ト ル)	道 路 の 延 長 (メ ー ト ル)
	岡山県指令美作局 建第六〇〇〇号 平成二十七年四月 二十三日	美作市檜原上字長ヶ坪六五一番七、 六五二番四	五・〇〇	二二・〇八

◎岡山県企業管理規程第七号

岡山県企業局職員就業規則の一部を改正する規程を次のように定める。

平成二十七年五月一日

岡山県公営企業管理者 佐藤 兼 郎

岡山県企業局職員就業規則の一部を改正する規程

岡山県企業局職員就業規則（昭和四十二年岡山県企業管理規程第一号）の一部を次のように改正する。

第四十三条第一項中「発生を防止するため」を「予防及び警戒並びに火災及び地震等の災害による被害の軽減のため、」に、「置き、所属長が所属職員のうちから指定する」を「置く」に改め、同条第二項を次のように改める。

2 前項の火気取締責任者は、本局にあつては総務企画課長とし、その他にあつては所属長が所属職員の中から指定する。

第四十三条に次の一項を加える。

3 第一項の火気取締責任者の担当業務については、岡山県庁舎防火・防災管理規則（平成二十七年岡山県規則第二十九号）に規定する火気取締責任者の担当業務の例による。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

◎岡山県教育委員会訓令第3号

庁 中 一 般
教 育 事 務 所
教 育 機 関
県 立 学 校

岡山県教育委員会職員の服務規程（昭和三十六年岡山県教育委員会訓令第2号）の一部を次のように改正する。

平成二十七年五月一日

岡 山 県 教 育 委 員 会

第二十九条中「発生を防止するため」を「予防及び警戒並びに火災及び地震等の災害による被害の軽減のため、」に、「置き、それぞれ所属長が所属職員の中から指定する」を「置く」に改め、同条に次の二項を加える。

2 前項の火気取締責任者は、本庁にあつては所属長とし、その他にあつては所属長が所属職員の中から指定する。

3 第一項の火気取締責任者の担当業務については、岡山県庁舎防火・防災管理規則（平成二十七年岡山県規則第二十九号）に規定する火気取締責任者の担当業務の例による。
第三十条を削り、第三十一条を第三十条とし、第三十二条から第三十六条までを一条ずつ繰り上げる。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

◎岡山県人事委員会公示第二号

平成二十七年年度岡山県警察行政職員A採用試験を次のとおり実施する。

平成二十七年五月一日

岡山県人事委員会委員長 森 義 郎

一 試験区分、採用予定者数並びに主な勤務先及び職務内容

試験区分	採用予定者数	主な勤務先及び職務内容
警察行政職員A	八名	警察本部、警察署等において、予算・経理、庶務、統計、警察施設の維持管理、交通管制、運転免許事務、犯罪捜査の支援等の警察運営に必要な様々な業務に従事する。

二 受験資格

1 次のいずれかに該当する者

- (1) 昭和六十年四月二日から平成六年四月一日までに生まれた者
- (2) 平成六年四月二日以降に生まれた者で、次のいずれかに該当するもの

ア 学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)による大学(短期大学を除く。)を卒業した者又は平成二十八年三月三十一日までに卒業見込みの者

- イ 岡山県人事委員会がアに該当する者と同等の資格があると認める者
- 2 次のいずれかに該当する者は、1に該当する者であっても受験することができない。

- (1) 日本の国籍を有しない者
- (2) 地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)第十六条各号のいずれかに該当する者

三 試験の方法

試験は、第一次試験及び第二次試験とし、第二次試験は、第一次試験の合格者について行う。

1 第一次試験

- (1) 教養試験

平成27年5月1日 岡山県公報 第11682号

- (2) 大学卒業程度の一般的知識及び知能について択一式による筆記試験を行う。
 - (2) 論文試験
 - 表現力、理解力、構成力、企画力等について記述試験を行う。
 - (3) 適性検査
 - 性格、心理等について検査を行う。
- 2 第二次試験
- 口述試験
- 集団面接及び個別面接により行う。

- 四 試験の期日及び試験会場
- 1 第一次試験

試験の期日	平成二十七年六月二十八日 (日曜日)		
試験会場	岡山会場	岡山市北区津島中三丁目一番一号 岡山大学文・法・経済学部講義棟	
	東京会場	岡山市北区津島中三丁目一番一号 岡山大学工学部一号館	東京都港区白金台一丁目二番三七号 明治学院大学白金キャンパス

2 第二次試験

試験の期日	平成二十七年八月二十二日(土曜日) 及び同月二十三日(日曜日)のうち一日(第一次試験の合格者に対して、直接通知する。)
試験会場	岡山市北区玉柏二七五三 岡山県警察学校

五 合格者の発表

岡山県人事委員会事務局の掲示板に次のとおり掲示し、岡山県人事委員会事務局のホームページにも掲載するとともに、合格者に対しては、直接通知する。

区分	発表の期日	内容
第一次試験	平成二十七年七月十五日(水曜日)	合格者の受験番号
第二次試験	平成二十七年九月二日(水曜日)	合格者の受験番号

六 採用及び採用後の給与

1 採用

- (1) 第二次試験の合格者は、合格決定後直ちに、成績順に採用候補者名簿に登載する。
 - (2) 採用者は、任命権者(岡山県警察本部長をいう。以下同じ。)からの請求に応じて、岡山県人事委員会が採用候補者名簿の登載順に提示した者の中から、任命権者が決定する。なお、採用時期は、原則として、平成二十八年四月一日とする。
 - (3) 採用候補者名簿の有効期間は、原則として、名簿登載の日から一年とする。
- 2 給与
- (1) 平成二十七年四月採用者(新卒者)の給料月額は一八五、五〇〇円である。
 - (2) 諸手当として、扶養手当、通勤手当、住居手当、期末手当、勤勉手当等が支給される。

七 受験手続

- 1 試験を受けようとする者は、所定の受験申込書を岡山県警察本部警務部警務課(岡山市北区内山下二丁目四番六号)に提出すること。
- 2 受験申込書は、平成二十七年五月一日(金曜日)から同月二十八日(木曜日)までの期間中(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)、八時三十分から十七時十五分まで、岡山県警察本部警務部警務課において受け付ける。なお、郵送の場合にあっては、同日までの消印のあるものは、受け付ける。

3 インターネットによる受験申込みは、平成二十七年五月一日（金曜日）から同月二十一日（木曜日）までの期間中、岡山県電子申請サービスにおいて受け付ける。

八 その他

1 試験の実施方法その他試験に関する事項については、受験案内に記載する。

2 受験申込書及び受験案内は、岡山県警察本部警務部警務課、県内各警察署、岡山県人事委員会事務局等で交付する。なお、郵便で請求する場合は、百四十円分の切手を貼った返信用封筒を必ず同封すること。また、岡山県人事委員会事務局のホームページからもダウンロードすることができる。

3 受験資格の有無及び受験申込書の記載事項を確認するため、必要に応じて、証明書等の提出を求めることがある。

4 六1(1)の採用候補者名簿に登録された場合であっても、受験申込書等の提出書類の記載事項（インターネットによる受験申込みの場合の入力事項を含む。）に虚偽のものがあると認められるときは、採用候補者名簿から当該者を削除する。

平成27年5月1日 岡山県公報 第11682号

◎岡山県人事委員会公示第三号

平成二十七年年度岡山県職員A採用試験を次のとおり実施する。

平成二十七年五月一日

岡山県人事委員会委員長 森 義 郎

一 試験区分、採用予定者数並びに主な勤務先及び職務内容

試験区分	採用予定者数	主な勤務先及び職務内容
行政	五十八名	知事部局（本庁、県民局等）、教育委員会（教育庁、県立学校等）等において、一般行政事務に従事する。
化学	二名	知事部局（本庁、県民局等）において、環境等に関する専門的業務に従事する。
衛生	五名	知事部局（本庁、県民局等）において、食品衛生及び環境衛生の監視、指導等の専門的業務に従事する。
農業	七名	知事部局（本庁、県民局、農林水産総合センター等）において、農作物の生産振興、農業に関する知識技術の普及指導等の専門的業務に従事する。
土木	五名	知事部局（本庁、県民局等）において、道路、河川、港湾、都市計画等の事業に関する企画、設計、施工管理等の専門的業務に従事する。
農業土木	二名	知事部局（本庁、県民局等）において、農地農村整備事業に関する企画、設計、施工管理等の専門的業務に従事する。
畜産	一名	知事部局（本庁、県民局等）において、家畜及び畜産

電 気	建 築	林 業	
四名	一名	三名	
知事部局（本庁、出先事務所等）又は企業局（本局、発電総合管理事務所、工業用水道事務所等）において、電気設備、通信設備等に関する企画、設計及び施工管理、電気設備、通信設備等の運転及び保守管理等の専門的業務に従事する。なお、勤務場所によっては、深夜勤務、交替制勤務等の変則的な勤務を伴う場合がある。	知事部局（本庁、県民局等）において、建築、住宅、都市計画等の事業に関する企画、設計、施工管理等の専門的業務に従事する。	知事部局（本庁、県民局等）において、治山事業等に関する企画、設計及び施工管理、林業に関する知識技術の普及指導等の専門的業務に従事する。	物の生産振興、畜産に関する知識技術の普及指導等の専門的業務に従事する。

二 受験資格

1 次のいずれかに該当する者

- (1) 昭和六十年四月二日から平成六年四月一日までに生まれた者
- (2) 平成六年四月二日以降に生まれた者で、次に掲げるもの

ア 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）による大学（短期大学を除く。）を卒業した者又は平成二十八年三月三十一日までに卒業見込みの者

イ 岡山県人事委員会がアに該当する者と同等の資格があると認める者

2 次のいずれかに該当する者は、1に該当する者であっても受験することができない。

- (1) 日本の国籍を有しない者
- (2) 地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第十六条各号のいずれかに

該当する者

三 試験の方法

試験は、第一次試験及び第二次試験とし、第二次試験は、第一次試験の合格者について行う。

1 第一次試験

(1) 教養試験

試験区分にかかわらず、大学卒業程度の一般的知識及び知能について択一式による筆記試験を行う。

(2) 専門試験

試験区分ごとに、それぞれ次の出題分野から択一式による筆記試験を行う。

試験区分	出題分野
行政	政治学、行政学、憲法、行政法、民法、刑法、労働法、経済学、財政学、社会政策、国際関係等
化学	数学・物理、物理化学、分析化学、無機化学・無機工業化学、有機化学・有機工業化学、化学工学等
衛生	公衆衛生看護学、水産利用学、応用微生物学、畜産一般、食品科学、物理・化学・生物、衛生、分析化学、無機化学、有機化学等
農業	栽培学汎論、作物学、園芸学、育種遺伝学、植物病理学、昆虫学、土壌肥料学、植物生理学、畜産一般、農業経済一般等
土木	数学・物理、応用力学、水理学、土質工学、測量、都市計画、土木計画、材料・施工等
農業土木	数学、応用力学、水理学、測量、土壌物理、農業水利・土地改良・農村環境整備、農業土木構造物、材料・施工、農業機械、農学一般等

畜産	家畜育種学、家畜繁殖学、家畜生理学、家畜飼養学、家畜栄養学、飼料学、家畜管理学、畜産物利用学、畜産経営一般等
林業	森林政策・森林経営学、造林学（森林生態学及び森林保護学を含む。）、林業工学、林産一般、砂防工学等
建築	数学・物理、構造力学、材料学、環境原論、建築史、建築構造、建築計画、都市計画、建築設備、建築施工等
電気	数学・物理、電磁気学・電気回路、電気計測・制御、電気機器・電力工学、電子工学、情報・通信工学等

(3) 適性検査

性格、心理等について検査を行う。

2 第二次試験

(1) 論文試験

表現力、理解力、構成力、企画力等について記述試験を行う。

(2) 口述試験

第一次個別面接、第二次個別面接及び集団討論により行う。

四 試験の期日及び試験会場

1 第一次試験

試験の期日	平成二十七年六月二十八日 (日曜日)
試験会場	岡山会場
	岡山市北区津島中三丁目一番一号 岡山大学文・法・経済学部講義棟
	岡山市北区津島中三丁目一番一号 岡山大学教育学部講義棟

2 第二次試験

東京会場			
明治学院大学白金キャンパス	東京都港区白金台一丁目二番三七号	岡山市北区津島中三丁目一番一号 岡山大学環境理工学部棟	岡山市北区津島中三丁目一番一号 岡山大学工学部一号館

試験の期日	試験会場
平成二十七年八月一日(土曜日) 平成二十七年八月二日(日曜日)から 同月七日(金曜日)までのうち一日(第 一次試験の合格者に対して、直接通知 する。)	岡山市北区京山一丁目九番一号 岡山県自治研修所
平成二十七年八月十七日(月曜日)か ら同月二十二日(土曜日)までのうち 一日(第一次試験の合格者に対して、 直接通知する。)	

五 合格者の発表

岡山県人事委員会事務局の掲示板に次のとおり掲示し、岡山県人事委員会事務局のホームページにも掲載するとともに、合格者に対しては、直接通知する。

--

区分	発表の期日	内容
第一次試験	平成二十七年七月十五日（水曜日）	合格者の受験番号
第二次試験	平成二十七年九月二日（水曜日）	合格者の受験番号

六 採用及び採用後の給与

1 採用

- (1) 第二次試験の合格者は、合格決定後直ちに、試験区分ごとに成績順に採用候補者名簿に登載する。
- (2) 採用者は、任命権者からの請求に応じて、岡山県人事委員会が採用候補者名簿の登載順に提示した者の中から、任命権者が決定する。なお、採用時期は、原則として、平成二十八年四月一日とする。

2 給与

- (1) 平成二十七年四月採用者（新卒者）の給料月額は、一八五、五〇〇円である。
- (2) 諸手当として、扶養手当、通勤手当、住居手当、期末手当、勤勉手当等が支給される。

七 受験手続

- 1 試験を受けようとする者は、所定の受験申込書を岡山県人事委員会事務局（岡山市北区内山下二丁目五番七号丸の内会館三階）に提出すること。
- 2 受験申込書は、平成二十七年五月八日（金曜日）から同月二十八日（木曜日）までの期間中（土曜日及び日曜日を除く）、八時三十分から十七時十五分まで、岡山県人事委員会事務局において受け付ける。なお、郵送の場合にあっては、同日までの消印のあるものは、受け付ける。
- 3 インターネットによる受験申込みは、平成二十七年五月八日（金曜日）から同月二十一日（木曜日）までの期間中、岡山県電子申請サービスにおいて受け付ける。

八 その他

- 1 試験の実施方法その他試験に関する事項については、受験案内に記載する。
- 2 受験申込書及び受験案内は、岡山県人事委員会事務局等で交付する。なお、郵便

で請求する場合は、百四十円分の切手を貼った返信用封筒を必ず同封すること。また、岡山県人事委員会事務局のホームページからもダウンロードすることができる。

3 受験資格の有無及び受験申込書の記載事項を確認するため、必要に応じて、証明書等の提出を求めることがある。

4 六一(1)の採用候補者名簿に登録された場合であっても、受験申込書等の提出書類の記載事項（インターネットによる受験申込みの場合の入力事項を含む。）に虚偽のものがあると認められるときは、採用候補者名簿から当該者を削除する。

◎岡山県選管告示第三十三号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十七条第二項の規定により、平成二十七年四月一日以降、政治活動（選挙運動を含む。）のために寄附を受け、又は支出をすることができなくなった政治団体は、次のとおりである。

平成二十七年五月一日

岡山県選挙管理委員会

委員長 岡本研吾

政治団体の名称 代表者氏名 会計責任者氏名

うじふさ利夫後援会 氏房利夫 氏房利夫 主たる事務所の所在地

島津ゆきえ後援会 岸敏雄 守時敬子 瀬戸内市邑久町豊原二三〇

市民本位の市政をつくるみんなの会 宇野武夫 村上修一 岡山市北区西島田町四十二五

新社会党岡山県本部 足田正義 堀井進 〃 〃 奉還町二一三一二

天尚会 寺坂尚治 津田翔之 〃 〃 柳町一六三柳町ホワイトビル四〇一号

仁科ひでまる君とともにみんなで里庄町を住みよい町にする会 仁科英麿 仁科英麿 浅口郡里庄町里見九六〇五一

仁科ひろお後援会 仁科勝太 高田正和 〃 〃 浜中二五二一二

日本共産党石部誠後援会 三上孝子 津野辺馨 高梁市南町一四九一四

日本の美しい山河を守る会 二宮治文 二宮治文 岡山市北区御津宇廿六八三

日本弁護士政治連盟岡山支部 河田英正 秋山義信 〃 〃 弓之町二一五弓之町シテイセンタービル三F河田英正法律事務所

服部大平後援会 服部大平 服部大平 所内

前田忠志後援会 田辺寿朗 三羽一忠 倉敷市西富井一二二二一

吉田康則後援会 吉田清志 片岡源一郎 新見市千屋一六三一

倉敷市呼松三一一一

◎岡山県公安委員会告示第七十二号

警備業法（昭和四十七年法律第一百七号。以下「法」という。）第二十二条第二項第一号に規定する警備員指導教育責任者講習を次のとおり実施する。

平成二十七年五月一日

岡山県公安委員会

一 警備業務の区分等

警備業務の区分	期 日	時 間	場 所
雑踏警備業務及び交通誘導警備業務	平成二十七年七月二十二日（水曜日）から同月二十九日（水曜日）まで（土曜日及び日曜日を除く。）の六日間	午前九時から午後五時まで	岡山市北区厚生町三丁目一番一五号 岡山商工会議所

二 講習対象者

- 1 最近五年間に当該警備業務の区分に係る警備業務に従事した期間が通算して三年以上である者
- 2 警備員等の検定等に関する規則（平成十七年国家公安委員会規則第二十号。以下「検定規則」という。）第四条に規定する一級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）に係る法第二十三条第四項の合格証明書（以下「合格証明書」という。）の交付を受けている者
- 3 検定規則第四条に規定する二級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）に係る合格証明書の交付を受けている警備員であつて、当該合格証明書の交付を受けた後、継続して一年以上当該警備業務の区分に係る警備業務に従事しているもの
- 4 検定規則附則第三条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則（昭和六十一年国家公安委員会規則第五号。以下「旧検定規則」という。）第一条第二項に規定する一級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）に合格した者
- 5 旧検定規則第一条第二項に規定する二級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）に合格した警備員であつて、当該検定に合格した後、継続して一年以上当該警備業務の区分に係る警備業務に従事しているもの

三 受講手続

1 提出書類

- (1) 所定の様式による受講申込書 一通
 - (2) 写真 一枚（縦の長さ三センチメートル、横の長さ二・四センチメートル、申込前六箇月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景のもの）
 - ア 二1に該当する者
当該警備業務の区分に係る警備業務に従事していたことを証明する警備業者等の作成に係る所定の様式による書面（以下「警備業務従事証明書」という。）及び履歴書
 - イ 二2に該当する者
検定規則第四条に規定する一級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）に係る合格証明書の写し
 - ウ 二3に該当する者
検定規則第四条に規定する二級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）に係る合格証明書の写し及び警備業務従事証明書
 - エ 二4に該当する者
旧検定規則第一条第二項に規定する一級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）に係る合格証の写し
 - オ 二5に該当する者
旧検定規則第一条第二項に規定する二級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）に係る合格証の写し及び警備業務従事証明書
- 2 提出先
- (1) 県内に住所を有する者
住所地を管轄する警察署の生活安全課
 - (2) 県外に住所を有する者
県内の警察署の生活安全課

なお、郵送又は信書便による申込み及び代理人による申込みは、受け付けない。

3 提出期間

平成二十七年五月二十五日（月曜日）から同月二十九日（金曜日）までの午前八

時三十分から午後五時まで

四 受講手数料

三万八千円

(注) 岡山県収入証紙により、受講申込時に納付すること。
なお、受講手数料は、納付後は返還しない。

五 受講定員

四十人。ただし、申込順に受け付け、受講定員に達したときは、提出期間内であっても受付を締め切る。

六 講習の委託

この講習は、一般社団法人岡山県警備業協会（岡山市北区内山下二丁目二番一八号）に委託して行う。

七 その他

- 1 受講者は、筆記用具を持参すること。
- 2 講習終了後は、筆記の方法により修了考査を実施する。

◎岡山県公安委員会告示第七十三号

銃砲刀剣類所持等取締法(昭和三十三年法律第六号)第五条の三第一項の規定により、次のとおり猟銃等講習会を開催する。

平成二十七年五月一日

岡山県公安委員会

一 講習の日時及び場所

講習課程	開催年月日	開催時刻	開催場所
初心者講習課程	平成二十七年 七月十五日	午前十時	岡山市北区御津中山四四四一三 岡山県運転免許センター
	平成二十七年 九月十六日	午前十時	
経験者(更新)講習課程	平成二十七年 七月一日	午後一時	津山市林田七七 津山警察署
	平成二十七年 七月二十六日	午後一時	岡山市北区御津中山四四四一三 岡山県運転免許センター
	平成二十七年 八月五日	午後一時	倉敷市有城一二六五 倉敷勤労総合福祉センター (山陽ハイツ)
	平成二十七年 八月十九日	午後一時	高梁市段町一〇一七一 高梁警察署
	平成二十七年 九月二日	午後一時	津山市林田七七 津山警察署
	平成二十七年 九月九日	午後一時	岡山市北区御津中山四四四一三 岡山県運転免許センター

二 受講手続

1 提出書類

- (1) 所定の様式による受講申込書 一通
- (2) 写真 一枚(縦の長さ三センチメートル、横の長さ二・四センチメートル、提出前六箇月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景のもので、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの)

2 提出先

住所地を管轄する警察署

3 提出期限

受講しようとする講習会の開催日の七日前（その日が岡山県の休日であることを定める条例（平成元年岡山県条例第二号）第一条第一項に規定する県の休日である場合は、当該休日の直後における県の休日でない日）

三 受講手数料

初心者講習課程

六千八百円

経験者（更新）講習課程

三千円

（注） 受講申込みの際、岡山県収入証紙により納付すること。

なお、受講手数料は、納付後は還付しない。

四 その他

1 代理受講は、認めない。

2 講習修了証明書は、講習当日に交付することとする。ただし、受講者が多数であること又は他の理由により当日交付することができないときは、後日交付することとする。

◎岡山県公安委員会告示第七十四号

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和三十三年法律第六号）第九条の十四第一項の規定により、次のとおり年少射撃資格講習会を開催する。

平成二十七年五月一日

岡山県公安委員会

一 開催の日時及び場所

日	時	場	所
平成二十七年七月二十四日（金）	午前十時	岡山市北区御津中山四四四―三 岡山県運転免許センター	
平成二十七年八月二十八日（金）	午前十時		
平成二十七年九月二十五日（金）	午前十時		

二 受講手続

1 提出書類

- 所定の様式による受講申込書 一通
- 写真 一枚（縦の長さ三センチメートル、横の長さ二・四センチメートル、出前六箇月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景のもので、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの）

2 提出先

住所地を管轄する警察署

3 提出期限

受講しようとする講習会の開催日の七日前（その日が岡山県の休日であることを定める条例（平成元年岡山県条例第二号）第一条第一項に規定する県の休日である場合は、当該休日の直後における県の休日でない日）

三 受講手数料

九千七百円

(注) 受講申込みの際、岡山県収入証紙により納付すること。

なお、受講手数料は、納付後は還付しない。

四 その他

1 代理受講は、認めない。

2 講習修了証明書は、講習会の当日に交付することとする。ただし、受講者が多数であること又は他の理由により当日交付することができないときは、後日交付することとする。

◎岡山県公安委員会告示第七十五号

平成五年岡山県公安委員会告示第二十四号（指定講習機関の指定）の一部を次のように改正する。

平成二十七年五月一日

岡山県公安委員会

表中「森 脇 英 二」を「中 谷 勤」に改める。

◎岡山県公安委員会告示第七十六号

平成十二年岡山県公安委員会告示第三十八号（運転免許取得者教育の認定）の一部を次のように改正する。

平成二十七年五月一日

岡山県公安委員会

表九の項中「森 脇 英 二」を「中 谷 勤」に改める。

◎岡山県労働委員会告示第一号

労働関係調整法（昭和二十一年法律第二十五号）第十条の規定により委嘱した岡山県労働委員会あつせん員候補者は、次のとおりである。

平成二十七年五月一日

岡山県労働委員会

会長 宮本由美子

岡山県労働委員会あつせん員候補者名簿

区分	氏名	職業（又は前職）	委嘱の日付	労働委員会						
				労働者	委員					
労働委員会	宮本由美子	弁護士 岡山大学副学長大学院法務研究科特任教授	平成26年11月26日	労働者	委員					
						鷹取司	弁護士	平成26年11月26日	労働者	委員
	山田加寿子	特定社会保険労務士	平成26年11月26日	労働者	委員					
						西田和弘	岡山大学大学院法務研究科教授	平成26年11月26日	労働者	委員
	木下幸男	運輸労連特別執行委員	平成26年11月26日	労働者	委員					
						上西庸雄	(連合岡山アトバイザー)	平成26年11月26日	労働者	委員
	新谷博美	連合岡山副事務局長	平成26年11月26日	労働者	委員					

事務局長職員	使用者		氏名	所属	期日
	氏名	氏名			
事務局長職員	片山	浩子	中国精油株式会社顧問	平成26年11月26日	
	小野	敏行	岡山県経営者協会専務理事	平成26年11月26日	
	大久保	憲作	倉敷木材株式会社代表取締役社長	平成26年11月26日	
	宮原	一也	株式会社宮原製作所代表取締役社長	平成26年11月26日	
	梶原	康彦	梶原乳業株式会社代表取締役社長	平成26年11月26日	
	井上	裕敏	岡山県労働委員会事務局長	平成27年4月9日	
	岡村	忠彦	岡山県労働委員会事務局次長	平成27年4月9日	
千原	康則	岡山県労働委員会事務局総括参事	平成25年4月11日		